

我孫子市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例（案）

我孫子市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前												
（定員） 第2条 団員の定数は、222人とする。 （報酬） 第11条 略 2 団員（規則で定める団員を除く。） には、次により年額報酬を支給する。 略 3 及び 4 略 5 年額報酬は、当該年度分をその翌年度の4月に支給する。 6 出動報酬の支給方法は、次の表のとおりとする。 <table><tr><td>出動した日の属</td><td>支給月</td></tr></table>	出動した日の属	支給月	（定員） 第2条 団員の定数は、266人とする。 （報酬） 第11条 略 2 団員には、次により年額報酬を支給する。 略 3 及び 4 略 5 年額報酬の支給方法は、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>任用期間</th><th>支給月</th></tr><tr><td>4月から6月まで</td><td>7月</td></tr><tr><td>7月から9月まで</td><td>10月</td></tr><tr><td>10月から12月まで</td><td>1月</td></tr><tr><td>1月から3月まで</td><td>4月</td></tr></table> 6 出動報酬の支給方法については、前項の規定を準用する。この場合において、同項の表中「任用期間」とあるのは、「出動した日の属する月」と読み替えるものとする。	任用期間	支給月	4月から6月まで	7月	7月から9月まで	10月	10月から12月まで	1月	1月から3月まで	4月
出動した日の属	支給月												
任用期間	支給月												
4月から6月まで	7月												
7月から9月まで	10月												
10月から12月まで	1月												
1月から3月まで	4月												

<u>する月</u>	
<u>4月から6月ま</u> <u>で</u>	<u>7月</u>
<u>7月から9月ま</u> <u>で</u>	<u>10月</u>
<u>10月から12月ま</u> <u>で</u>	<u>1月</u>
<u>1月から3月ま</u> <u>で</u>	<u>4月</u>
7 から 9 ま で 略	7 から 9 ま で 略

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。